供給条件（低圧）

1. ご契約について

(1) 申込方法

当社指定の申込書（ハガキ含む)、Web ページ、電話による申込。

(2) 契約期間

本契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日まで。終了の申出または変更がない場合は自動更新。

(3) 供給開始予定日

①引越し（転入）等の理由で新たに電力供給を受ける場合

申込時に申出のご使用開始希望日、または、別途当社とお客さまとの間で協議した日。

② 他の小売電気事業者からの切替えの場合

申込をされた後の最初の検針日または計量日。ただし、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などは、次回の検針日となる場合もあります。

(4) 契約電力・契約電流・契約容量

申込時に申出の契約電力、契約電流または契約容量とし、電気需給約款の定めに従い当社とお客さまとの協議によって決定されます。

(5) 供給電圧・周波数

送配電事業者にお客さまの供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。

供給電圧：100V、200V または 100V および 200V

周波数は、以下のとおりとなります。

周波数：50Hz（ただし、群馬県の一部は 60Hz）

(6) 電気料金

電気料金は、「基本料金+電力量料金±燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金」といたします。基本料金および電力量料金は、お客さまが申込時に申し出た料金メニューとなります（お客さまが申し込んだ料金メニューは、契約後に交付する「ご契約内容通知」にてご確認ください。)。各メニューの料金単価は、電気需給約款別紙 3 をご参照下さい。

(7) 使用電力量の計量方法、電気料金の算定期間

使用電力量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。電気料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日まで（ただし、東京電力パワーグリッド株式会社管内のお客さまは前月の計量日から当月の計量日の前日まで)。なお、①電気の供給を開始した月、②電気需給契約を終了した月、③契約電流等の変更により電気料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。

(8) 電気料金、工事費等の支払い方法

口座振替・クレジットカード支払いからご選択いただけます。ただし、初回のお支払いや工事費等一般送配電事業者からの請求を受けた当社がお客さまに請求する費用等は当社所定の払込票等によりお支払いいただくことがあります。

電気料金が支払期日までに支払われない場合には、1 日あたり 0.0274%の延滞利息を申し受けます。

(9) 領収証

お客さまから申し出があった場合、領収証および支払証明書を書面にて発行いたします。この場合、領収証については、以下の発行手数料（消費税等相当額込）を電気料金と共にお支払いただきます。発行手数料が支払期日までに支払われない場合は、1 日あたり 0.0274%の延滞利息を申し受けます。

発行手数料	領収証（金額 5 万円未満）	220 円/月
	領収証（金額 5 万円以上）	440 円/月

2. 契約の変更または 解約・ 解除

(1) お客さまからの申出による契約の変更または解約

代理店経由でお申し込みされたお客様が、契約の変更、解約を希望される場合は、速やかに下記 6 記載の代理店の問合せ窓口宛てに申込みをしていただきます。

その他のお客様は、速やかに下記 5 記載の当社の問合せ窓口宛てに申込みをしてください。

なお、お客さまが、契約電力・契約容量を新たに設定しまたは増加された日以降 1 年に満たない期間内に、契約を解約しまたは契約電力・契約容量を減少しようとされる場合には、当社は、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき請求された料金・工事費の精算額をお客さまから申し受ける場合があります。

(2) 当社からの申出による契約の変更または解除

お客さまが以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は 15 日前までに書面で通知した上で、本契約を解除することがあります。 なお、当社からの契約の変更については、下記 4.(2) をご参照ください。

① 電気料金（他の電気需給契約に基づく電気料金、領収証発行手数料を含みます。）が、支払期日をさらに 20 日経過しても、なお支払われないとき。

② 電気料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他本契約から生じる金銭債務）が、支払期日を経過しても支払われないとき。

③ 差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき。

④ 一般送配電事業者によって電気の供給を停止され、期日までに供給停止の理由となった事実を解消されないとき。

⑤ その他電気需給約款に違反したとき 。

3. お客さまに生じるご負担等

(1)工事費用のご負担

電気の供給開始に当たって、お客さまの都合による契約電力等の変更などのお客様の都合に基づく事情によって当社が必要な設備を施設した場合、または、一般送配電事業者から設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその費用を負担していただくことがあります。詳細は、電気供給約款第 17 条をご確認ください。

(2)電気機器等のご負担

お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。これらの措置に要する費用について、お客さまに負担していただくことがあります。詳細は、電気供給約款第 7 条をご確認ください。

(3)立入業務等へのご協力

電気の供給にあたって、電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の需要場所への立入業務など、お客さまにご協力いただくことがあります。詳細は、電気供給約款第 14 条をご確認ください。

4. 契約に関わる注意事項

(1) 電気の供給者

供給する電気は当社が供給するものであって、代理店等が供給するものではありません。

(2) 電気需給約款の変更

当社が必要と判断した場合は電気需給約款を変更することがあります。その場合、当社は、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知します。

また、料金単価の変更を伴う場合またはお客さまに適用される料金プランが終了したことによる料金プランの変更を伴う場合、当社は事前に新たな料金単価または料金プランおよびその適用開始日を書面またはインターネットの利用その他の方法でお客さまに通知します。なお、新たな料金単価または料金プランをご承諾いただけない場合、お客さまは電気需給約款に定める手続きに従い、電気需給契約を解約することができます。

(3) 代理店に対する電気料金等のお支払い

代理店に対する電気料金等のお支払い

当社が電気料金等（領収証、支払証明書の発行手数料および工事費等を含みます。以下同様

とします。）の債権を譲渡している代理店からご契約のお申込をされた場合、電気料金等の支払先は、当該代理店となり、電気料金等の支払条件についても、電気需給約款にかかわらず、代理店が別途定める条件となることがあります。

(4) セット販売

当社は、当社代理店のセット販売の提供を受けているお客さまが当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取り扱いをすることはございません。セット販売に関しては、当社代理店の特約事項をご参照下さい。

(5) 切替前の供給契約

当社と新たに契約される場合、以前にご利用されていた小売電気事業者（以下、「旧事業者」といいます。）より違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との間でご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込による供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。詳細は旧事業者にお問い合わせ下さい。

(6) クーリング・オフ

電気需給契約を訪問販売または電話勧誘販売で結ばれた場合、クーリング・オフを行うことができます。詳細は、別途交付するクーリング・オフに関する書面をご参照下さい。

(7) 当社が電気需給約款等の電気需給契約に関する供給条件を説明した書面を交付する場合（電気需給約款の変更に伴い、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合を含みます）、お客さまは、当社がインターネットのウェブサイトに記載する方法その他当社が適切と判断した方法により行うこと、および、説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。詳細は、電気需給約款第 2 条をご参照ください。

5. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称：久喜新電力株式会社（登録番号 A0941）
住所：埼玉県久喜市栗橋東 4 丁目 20-7
電話番号：0480-50-9040
電話受付時間：9:00～18:00（土曜・日曜・祝日を除く）
窓口受付時間：9:00～18:00（水曜・日曜を除く）

6. 代理店または取次店の名称等・問い合わせ窓口

なし

※この文章は電気事業法第 2 条の 13 の規定に従い、本「供給条件」 および 「特約事項」を交付の上、電気需給契約を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込いただきますようお願い致し

ます。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「電気需給約款」に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、当社ホームページ等より「電気需給約款」をご覧ください。また、「特約事項」 において、電気需給約款および 本「供給条件」と異なる内容が記載されている場合は 「特約事項」 の内容 が優先されることになります。

料金単価

<table>
<tr><td colspan="6">久喜電灯 B</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">契約電流</td><td rowspan="2">基本料金（月額）</td><td colspan="3">従量料金（1kWh につき）</td></tr>
<tr><td>～120kWh まで</td><td>121～300kWh</td><td>301kWh 以上</td></tr>
<tr><td></td><td>10 アンペア</td><td>249 円 40 銭</td><td rowspan="7">29 円 80 銭</td><td rowspan="7">36 円 40 銭</td><td rowspan="7">40 円 49 銭</td></tr>
<tr><td></td><td>15 アンペア</td><td>374 円 10 銭</td></tr>
<tr><td></td><td>20 アンペア</td><td>498 円 80 銭</td></tr>
<tr><td></td><td>30 アンペア</td><td>748 円 20 銭</td></tr>
<tr><td></td><td>40 アンペア</td><td>997 円 60 銭</td></tr>
<tr><td></td><td>50 アンペア</td><td>1,247 円 00 銭</td></tr>
<tr><td></td><td>60 アンペア</td><td>1,496 円 40 銭</td></tr>
<tr><td colspan="6">久喜電灯 C</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2">基本料金（1kVA につき）</td><td colspan="3">従量料金（1kWh につき）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">249 円 40 銭</td><td>～120kWh まで</td><td>121～300kWh</td><td>301kWh 以上</td></tr>
<tr><td>29 円 80 銭</td><td>36 円 40 銭</td><td>40 円 49 銭</td></tr>
<tr><td colspan="6">久喜動力</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2">基本料金（1kW につき）</td><td colspan="3">従量料金（1kWh につき）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1098 円 05 銭</td><td>夏季</td><td colspan="2">その他季</td></tr>
<tr><td>27 円 14 銭</td><td colspan="2">25 円 57 銭</td></tr>
</table>

詳しい料金については、電気需給約款別紙 3 をご参照下さい。